

福祉用具に関するQ&A

令和7年4月1日更新

※厚生労働省が公開している「介護サービス関係Q&A」にも、福祉用具に関する内容が掲載されています。併せて御確認ください。

【注意】Q&Aは、適宜、追加・修正します。

また本市が保険者判断として行っている部分もありますので、他市町村等の被保険者については、それぞれの保険者にお問い合わせください。

| No. | 種別 | 質問 | 回答 |
|-----|--------|--|---|
| 1 | 福祉用具購入 | 介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。 | 福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品の交換について、介護保険の適用対象となる。ただし、購入にあたっては、「福祉用具の再購入が必要である理由書」の提出が必要。 なお、保険給付で購入していない製品についての部品購入費は、対象外。 |
| 2 | 福祉用具購入 | 浴室内すのこ等、既製品では対応できない特定福祉用具購入費に係る福祉用具を本人または家族等が製作した場合、材料の購入費を支給対象としてよいか。 | 支給対象とならない。 指定販売業者から購入した場合に、保険給付を受けることができる。 |
| 3 | 福祉用具購入 | ウォシュレット付きの補高便座は福祉用具として認められるか。 | 基本的にウォシュレットは介護保険の支給対象とならない。ただし、補高便座の一部とした商品があるなど、区分が不可能な場合は対象となる。 |
| 4 | 福祉用具購入 | 腰掛便座を購入し、業者の請求内訳書に「運搬費」が計上されている。購入費に運搬費を含めてもよいか。 | 福祉用具購入に運搬費は含まないため、運搬費を除いた分が介護保険の支給対象となる。 |
| 5 | 福祉用具購入 | 複合的機能を有する福祉用具はどのように取り扱われるのか。 | <p>国の通知により以下のように取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 福祉用具の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれている場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※1 特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断。 ※2 保険対象種目に該当しない機能に関する費用は自己負担で利用可。</p> </div> <p>【例：外部との通信機能を有する認知症老人徘徊感知器】 当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に該当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り支給対象とする。</p> |

| | | | |
|----|------------|---|--|
| 6 | 福祉用具購入 | 排泄予測支援機器について、給付となるケースはどういったものか。 | 運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている者で、機器の使用により排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める場合等が対象となる。 |
| 7 | 例外給付 | 医師の医学的所見はどのように記載すればよいか。 | 対象者が i) ～ iii) の基準に該当しているかを確認するための判断材料となる。利用者の身体状況からどのような動作が困難であり、福祉用具が必要かを明記していただく。 サービス担当者会議は医師の所見を聴取し、それを踏まえた上で行うものとなる。そのため、医師の医学的所見の聴取日は、サービス担当者会議の開催日以前の日にちを記載をすること。 |
| 8 | 例外給付 | 同一認定期間内に理由書を提出し承認を受けていたが、一時福祉用具の貸与を中止していた。状態が変わり、再度福祉用具の貸与を受けたい場合に理由書の再提出は必要か。 | 同一認定期間内であれば、理由書の再提出は不要。 状態の変化により区分変更申請をされ、例外給付の対象となった場合には再度理由書の提出が必要。途切れなく貸与を継続をする場合は、区分変更申請日の翌日から起算して30日以内に提出をすること。 |
| 9 | 例外給付 | 付属品だけの貸与は可能か。また、付属品についても必要な理由の記載が必要か。 | 車いすや特殊寝台を既に使用している場合に、それに対して付属品のみ貸与を行うことは可能。特殊寝台ではなく通常のベッドに特殊寝台付属品を使用したいといった場合は給付の対象とならない。 また、被保険者によって貸与する付属品の品目は異なる。「起き上がりのためにベッド用手すりが必要」、「転落防止のためにサイドレールが必要」といった記載によりそれぞれの貸与の必要性を確認するため、なるべく具体的な記載をすること。 |
| 10 | 例外給付 | 承認期間中に、別の福祉用具の貸与を追加又は変更する場合は、再度申請が必要か。 | 新たに貸与種目が増える場合は、申請が必要。 例1：特殊寝台本体を貸与していたが、サイドレール（特殊寝台付属品）が必要になった場合 →種目が異なるため必要。 例2：マットレス（特殊寝台付属品）を貸与していたが、床ずれ防止用具用のマットレスに変更する場合 →種目が異なるため必要。 例3：サイドレール（特殊寝台付属品）を1本借りていたが、2本必要、マットレスを追加等 →同じ種目のため申請は不要。 再度の提出は不要だが、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントを行うこと。 |
| 11 | 例外給付 | 貸与承認期間中に居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）が変更になった場合、理由書の再提出が必要か。 | 申請書は不要。 事業所が変更になった場合でも、変更前の確認期間は有効なものとして取り扱う。ただし、必ず事業所間で「軽度者の例外給付による福祉用具貸与を利用している」ことについて、十分に情報を共有し、実際にサービスを提供する福祉用具貸与事業所とも十分連携をとるなど適切な措置を講じること。 |
| 12 | 複数貸与（歩行器） | ゴミ捨てなど荷物がある際、重いものを手に持って歩くのは負担になるため、歩行器をレンタル中。最近では荷物を持たずに歩行する際も狭心症でめまいやふらつきがあり、歩行が不安定になることがある。現在のものは籠が大きく座面がないため、通常歩行時に一休みすることができる座面付きでシンプルな歩行器のほうがよいと考える。屋外で2台貸与することは可能か。 | 福祉用具の貸与においては、同一種目であっても用途が明らかに異なる場合（具体的には、歩行器を屋内用と屋外用で使い分ける場合）など、必要性が認められれば、複数貸与は可能。 本事例は、毎日の運動に利用することは、本人の自立支援に繋がるものの、複数貸与する必要性があると認められないため、算定できない。 |
| 13 | 複数貸与（特殊寝台） | サービス付高齢者住宅に入居中。本人は自宅に戻りたいとの思いあり。家族としては、徐々に自宅の環境に慣らしたいとの考えがあり、毎週末2泊3日程度自宅滞在をしばらく続けた上で検討したいとの思いがある。現在特殊寝台を貸与中。もう一台特殊寝台をレンタルし、自宅で使用することは可能か。（対象者の状況：心疾患、在宅酸素、バルン留置あり等） | 福祉用具は日常生活上の便宜を図るためのものであることから、原則として居宅以外で使う場合には算定対象外となる。 例えば、本人の介護の都合などで子の家に滞在するなど、日常生活拠点を一時的に移す場合などは、そこが生活の本拠地となるためその場所での福祉用具貸与は認められるが、たまに自宅に戻るといった場合は、自宅が生活の本拠地に該当しないため複数貸与での算定はできない。 本事例は、サービス付き高齢者向け住宅の居住者が将来的に自宅での生活へ移行するために、自宅の環境に慣れること等を目的として、毎週末自宅に一時帰宅されるものであることから、保険給付の対象とはならない。 |

| | | | |
|----|---------------------|--|--|
| 14 | 4本柵の使用 | ベッド上の4本柵の使用は、介護保険制度において身体拘束とみなされるか。身体拘束とみなされる場合、どのような状況や制約があり、法的な規定は何か。 | <p>介護保険制度では、現行の運営基準上、施設系サービス、居住系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービスについて、身体拘束を原則禁止とする規定がある。ただし、「当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合」として、①切迫性、②非代替性、③一時性の3要件を全て満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限り、身体拘束を行うことが認められている。</p> <p>また、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その記録の作成が義務づけられている。</p> <p>ベッドを柵で囲むことによる身体拘束は、『身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）』において、身体拘束の具体例として示されているが、柵の本数に関わらず、「利用者が自分で降りられないように制限する行為」に該当するか否かで判断する。</p> <p>※参考資料：身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）</p> |
| 15 | 短期入所利用中の貸与 | 短期入所利用中。車椅子の利用が望ましいが、施設にない場合は、介護保険でレンタルすることが可能か。 | <p>福祉用具貸与は、在宅の被保険者を対象とした制度であるため、施設（短期入所含む）利用者は原則として算定することはできない。</p> <p>ただし、居宅で使用するために貸与を受けた福祉用具が利用者に合わせて調整されている場合等で利用者の希望がある場合は、事業所に持ち込んで使用することが可能。</p> |
| 16 | ロングショートステイ中の福祉用具貸与 | ロングショートステイ利用中。家族から月に3～4日程度帰宅し、本人を自宅で過ごさせたいとの意向がある。自宅に帰った際、福祉用具の貸与及び購入は可能か。 | <p>介護保険法第8条第12項の規定により、福祉用具貸与は居宅において利用することが原則であり、予め長期間の短期入所サービスの計画を立てている場合、福祉用具の在宅利用とみなすことは困難であると判断される。</p> <p>このことにより本事例につきましては、福祉用具の貸与および購入については、認められないと考える。</p> |
| 17 | デイサービス利用時の福祉用具貸与 | デイサービスを利用。自宅で歩行器をレンタル中。現在デイサービス事業所にある歩行器を利用しているが、本人がいつも利用している歩行器をデイサービスでも使用したほうが、転倒リスクの軽減につながると思われる。歩行器をもう1台貸与し、事業所に置いておくことは可能か。 | <p>居宅介護支援事業者及び福祉用具貸与事業者のアセスメントにより、使用頻度、使用用途、状況に適した型式等を考慮した結果、同一種目の福祉用具を複数貸与することが真に必要と判断されケアプランに位置づけられた場合には貸与可能。歩行器については、具体例として屋外用と屋内用を使い分ける必要がある場合等が考えられる。</p> <p>これはあくまで貸与を受けた福祉用具を居宅で重複利用する場合の考え方である。通所介護事業所内での福祉用具の費用は、介護報酬に包括されているものであり、事業所が用意すべきものであるため、居宅での利用分と重複して保険給付の対象とすることはできない。</p> |
| 18 | 一時的に帰宅する際の福祉用具貸与 | 生活の主な場は息子宅（ケアプランに位置づけ）で福祉用具を貸与中。調子が良い時は、自宅に帰ることもある。多い時で金曜の夜～月曜まで自宅にすることがある。福祉用具はこのまま息子宅に位置づけで貸与してよいか。 | <p>福祉用具は、利用者が日常生活を送る居宅において、自立した生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象となる。</p> <p>本事例では、ケアプラン作成時に計画された「福祉用具の利用は、主な生活の場である息子宅である」状況に変わりがないことから、引き続き福祉用具を使用することできると考える。</p> |
| 19 | 一時的に身を寄せている住宅での利用 | 要介護者が住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の福祉用具貸与（手すりや介護ベッド等）を利用することができるか。 | <p>介護保険の福祉用具（手すりや介護ベッド等）貸与は、基本的に住所地の住宅での利用が対象となるが、特例として利用できる条件は次の通り。</p> <p>①レンタルは対象物品1つ・1ヵ所のみに限る（子の住宅と住所地の自宅の両方で設置利用することはできない）</p> <p>②ケアプランにて住所地以外（子の住宅）で利用している事実・理由を明記すること。</p> |
| 20 | 自宅で1泊2日過ごす場合の福祉用具貸与 | 回復期リハビリテーション病棟へ入院中。8月18日退院し、同月19日に老人保健施設へ入所する場合、自宅で手すり貸与は可能か。 | <p>福祉用具の貸与費は、入院期間中はサービス費の算定ができないが、入退院日の利用については、算定可能。また、施設入所当日についても当該入所前に利用したものは算定可能。</p> <p>本事例は8月18日に医療機関を退院し8月19日に老人保健施設へ入所されるため、適切なアセスメントに基づき、自宅での利用が必要と判断されれば、退院日の18日、入所当日の19日の2日間について、福祉用具貸与費が算定可能。</p> |
| 21 | 主な生活場所以外での歩行器貸与 | 有料老人ホームに入居中で、歩行器を貸与中。週に2回、家の片づけや換気をするためにタクシーで自宅に戻っている。自宅の玄関は上がり框が高く、歩行器を持ち上げることができない。室内は廊下も長いので、歩行器がないと移動ができない。自宅でも貸与可能か。 | <p>福祉用具の貸与は日常生活上の便宜を図るためのものであり、居宅以外で使う場合には算定できない。ただし、例外的に、本人の都合でご家族の家に一時的に滞在するなど、日常生活の拠点を一時的に移さざるを得ない場合に限り、算定が可能。</p> <p>本事例の日常生活の拠点は有料老人ホームであり、家の片付けや換気をするためにもどられていることから、日常生活の拠点を一時的に移しているとは言えず、算定できない。</p> |